



目 次

規 則 ページ

◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課) <1・30掲示> 1

○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (") <" > 1

◎高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定 (地域福祉政策課) 1

○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課) 1

高知県収入委員会公告

○公示による送達 <1・21掲示> 2

規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第3号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「、ファインセラミックス製品製造」及び「、漆器製造」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第46号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112

条の2第3項の規定により告示する。

平成23年1月30日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

奈半利町加入区

高知県告示第47号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成19年1月高知県告示第59号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成23年1月29日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年1月30日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

奈半利町加入区

高知県告示第48号

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立ふくし交流プラザ
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市朝倉戊375番1
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- 3 指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

高知県告示第49号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成23年度第1次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成23年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林
(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	41.70	535.29

2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	773.86	194.15
3 安芸川	安芸市 芸西村	283.16	203.30
4 夜須川	香南市	3.80	1.60
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	819.23	104.28
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,533.85	80.20
7 鏡川	高知市の一部	164.86	9.00
8 本川地区	いの町の一部	649.75	15.94
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	633.68	119.27
10 新莊川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	123.64	113.56
11 四万十川上流	中土佐町の一部 構原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,539.98	178.72
12 伊与喜川	黒潮町の一部	41.02	45.52
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,394.28	357.86

14	大方地区	黒潮町の一部	79.36	78.76
15	松田川	宿毛市の一部	130.72	178.32
16	下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	97.32	42.88
17	土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。）大月町	173.70	165.04
計			8,483.91	2,423.69

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.48
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.06
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	10.70
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.82
計		33.90

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	68.80
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	56.94
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.88
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	3.94
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計		154.94

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成23年2月11日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成23年1月21日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 書類の種類
平成23年1月19日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 書類の交付を受ける者の住所及び氏名
安芸郡芸西村西分字アゾウ谷甲2903番2及び2903番3の土地

の所有者兼関係人（物件所有者）

不明。ただし、登記簿表題部所有者

住所不明

松本銀蔵

住所不明

松本喜久吾

住所不明

松本亀七

住所不明

松本宗兵衛

住所不明

松本芳松

住所不明

安並春吉

なお、

(1) 松本銀蔵の住所が安芸郡西分村長谷寄113番屋敷に確定した場合

住所及び氏名不明

亡松本銀蔵の相続人

(2) 松本宗兵衛の住所が安芸郡西分村長谷寄106番屋敷に確定した場合

住所及び氏名不明

亡松本宗兵衛の相続人

住所不明

中内 幸子

(3) 松本芳松の住所が安芸郡西分村長谷寄91番屋敷に確定した場合

住所及び氏名不明

亡松本芳松の相続人

住所不明

山崎 清

住所不明

山崎 英

住所不明

山崎 静